様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　 2025年4月17日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） たいかいすいさんかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 大海水産株式会社  （ふりがな） とよます　さとる  （法人の場合）代表者の氏名　　豊増　悟  住所　〒860-0058  熊本県熊本市西区田崎町484番地  法人番号　3330001002703  　情報処理の促進に関する法律第３２条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①大海水産株式会社ホームページ　公式ブログ「鮮魚競り人のブログ」「大海水産 DX計画2023」から「大海水産DX計画2025」へアップグレード  ②大海水産株式会社 DX計画2025  ③大海水産株式会社 DX計画2023 | | 公表日 | ①2025年　2月　27日  ②2025年　2月　27日  ③2023年　1月　24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①大海水産株式会社ホームページ　公式ブログ「鮮魚競り人のブログ」「大海水産 DX計画2023」から「大海水産DX計画2025」へアップグレード  <http://www.taikaisuisan.co.jp/2025/02/1854/>  ②「大海水産株式会社 DX計画2025」P3  <http://www.taikaisuisan.co.jp/pdf_DX2023/taikaisuisan_DX_2025.pdf>  ③「大海水産株式会社　DX計画2023」P3  <http://www.taikaisuisan.co.jp/pdf_DX2023/taikaisuisan_DX_2023.pdf> | | 記載内容抜粋 | 当社は1950年に創業し、70周年を経て、現在は次の世代へ伝統を継承していくための舵取りを行っています。  そのような中で、2021年には「熊本県ＳSDGｓ登録事業者（第一期）」に認定されました。  これは当社の業務が、持続可能性に基づき、地域の皆様に愛される企業として、その役割を果たすことができている、と評価されたものと喜ばしく思っています。  永く生鮮魚介類の安定供給に尽力してきたところですが、近年、食品ロスや食品の安全性が社会問題となり、水産資源の管理や安定供給の重要性が高まっています。  これからも生産者と消費者をつなぎ、県民の台所「くまもと田崎市場」を必要としていただくためには、業務の進め方や取り組み方、考え方を、従来とは違う、新しい視点から見つめなおすことこそ大切かと思います。  一方、近年デジタル技術が目覚ましく発展を遂げ、働き方や生活スタイルに大きく影響を与えており、古くからデジタルを活用してきた当社としても活用の在り方を見直す必要性を強く感じています。  そのような市場をとりまく課題と社会の急速なデジタル化を踏まえ、当社ではこの度、「大海水産DX計画」を策定しました。  （大海水産株式会社ホームページ　公式ブログ「鮮魚競り人のブログ」「大海水産 DX計画2023」から「大海水産DX計画2025」へアップグレード）  DXビジョン：” デジタル活用によるサプライチェーンの効率化と魚食普及”  これまでの事業を通じ培ってきた「生産者と消費者をつなげ、安定供給する仕組み」にデジタル技術を活用し、サプライチェーンの効率化と魚食普及を目指します。  （「大海水産株式会社DX計画2025」P3）  DXビジョン:デジタル活用による食の安全確保と魚食普及  これまでの事業を通じ培ってきたこの生産者と消費者をつなげ、安定供給する仕組みにデジタル技術を活用し、水産物情報のデジタル化による更なる食の安全確保と、くまもと田崎市場の活性化による魚食の普及を目指します。  （「大海水産株式会社DX計画2023」P3） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①大海水産株式会社 DX計画2025  ②大海水産株式会社 DX計画2023 | | 公表日 | ①2025年　2月　27日  ②2023年　1月　24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①「大海水産株式会社 DX計画2025」P4  <http://www.taikaisuisan.co.jp/pdf_DX2023/taikaisuisan_DX_2025.pdf>  ②「大海水産株式会社　DX計画2023」P4  <http://www.taikaisuisan.co.jp/pdf_DX2023/taikaisuisan_DX_2023.pdf> | | 記載内容抜粋 | 戦略①水産物取扱情報のデジタル活用継続  熊本県産あさりトレーサビリティシステムの開発を、次なる取り組みへ活かすべく継続して取り組んでいきます。  戦略②電子水揚げ帳簿の現場稼働  水産物のデータ（魚種や重量など）を、タブレットを用いた電子水揚げ帳簿で取り扱い、サプライチェーンの効率化に寄与します。  具体施策  ・漁獲情報のデータ活用  従来紙で行われていたセリの情報記録をタブレットへ置換し、セリ後に行っていた各種集計・伝票発行作業を効率化します。  ・IT 導入へ向けた人材育成  戦略③WEB活用によるくまもと田崎市場の活性化  WEBを活用した採用活動や、魚食や市場の情報発信により、くまもと田崎市場全体を活性化することで、更なる魚食の普及につなげます。  （大海水産株式会社　DX計画2025　P4）  戦略①水産物情報のデジタル化と活用  水産物の漁場や漁師・養殖業者の方々の情報や、保管場所・加工場所・販売先を含む流通の情報をデジタル化し、流通量・価格の最適化、および食の安心・安全に活用します。  具体施策  ・漁獲情報やセリ情報のデジタル化  データ活用市場に入荷した水産物の漁獲情報 (獲れた漁場名や漁獲量等)やセリ情報 (産地、販売量、販売先等)を市場の現場でタブレット等に入力し、社内データベースに集約します。分析ツール等を使って集約した漁獲情報 ・セリ情報から水産物の需要 ・供給予測を導き、流通量 ・価格の最適化につなげます。  ・産地（漁場）・流通の見える化  漁獲情報と紐づく識別番号等を付与し、水産物に添付します。識別番号を基に産地や流通時の保管場所等を確認できるトレーサビリティシステムを活用し、小売業者・消費者等に情報提供することで食の安心 ・安全につなげます。  （大海水産株式会社　DX計画2023　P4） | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 上記は取締役会の承認を得た内容です。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「大海水産株式会社 DX計画2025」P5～P6  <http://www.taikaisuisan.co.jp/pdf_DX2023/taikaisuisan_DX_2025.pdf> | | 記載内容抜粋 | 社⾧直下の事業推進委員会にＤＸ推進委員会を設置し、全社横断的な施策実施を行います。  また、グループ会社や外部協力企業と連携し、全社的にＤＸを推進する体制を構築します。  （「大海水産株式会社ＤＸ計画2025」P5）  全社のITリテラシーの底上げ  ITパスポートをはじめとした資格取得を推進します。  当社のIT資産を効率的かつ適切に活用するため、資格取得を推奨し、全社のITリテラシー底上げを図ります。  社内ＳＥ育成の継続  内製化しているシステム開発・保守業務を今後も行っていくために、外部研修などの手段を用いて、社内SEの育成を継続的に行います。  （「大海水産株式会社DX計画2025」P6） |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | 「大海水産株式会社 DX計画2025」P6  <http://www.taikaisuisan.co.jp/pdf_DX2023/taikaisuisan_DX_2025.pdf> | | 記載内容抜粋 | ネットワークインフラの整備  電子水揚げ帳簿の本稼働には、高速で取引が行われるセリに対応したネットワークが必要です。市場内のネットワークインフラの整備を行い、通信速度の向上を図ります。  WEBを活用した採用活動への設備投資  セリの体験等をWEBを通して行えるツールやデバイス、IT環境を整備するためにWEB人材採用関連への投資を積極的に行い、様々な企画を実施していきます。  持続可能なシステム構築  自社SEによる内製システム構築に加え、外部協力会社と協力しレガシー化・ブラックボックス化を回避するシステム構築を行います。また、法改正等の外部環境変化に柔軟に対応できるシステムを構築します。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①大海水産株式会社 DX計画2025  ②大海水産株式会社 DX計画2023 | | 公表日 | ①2025年　2月　27日  ②2023年　1月　24日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①「大海水産株式会社 DX計画2025」P7  <http://www.taikaisuisan.co.jp/pdf_DX2023/taikaisuisan_DX_2025.pdf>  ②「大海水産株式会社　DX計画2023」P8  <http://www.taikaisuisan.co.jp/pdf_DX2023/taikaisuisan_DX_2023.pdf> | | 記載内容抜粋 | （戦略）戦略①　水産物取扱情報のデジタル活用継続  （指標）販売協力店の増加件数  （戦略）戦略②　電子水揚げ帳簿の現場稼働  （指標）2027年 部分稼働完了  （戦略）戦略③　WEB活用でのくまもと田崎市場の活性化  （指標）WEBインターン参加者の入社率、投稿の表示回数（インプレッション数）  （大海水産株式会社　DX計画2025　P7）  （戦略）戦略①　水産物情報のデジタル化と活用  （指標）産地（漁場）・流通を見える化するトレーサビリティシステムの取り扱い魚種拡大  （大海水産株式会社　DX計画2025　P8） |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2025年　2月　27日 | | 発信方法 | 大海水産株式会社ホームページ　公式ブログ「鮮魚競り人のブログ」「大海水産DX計画2023」から「大海水産DX計画2025」へアップグレード  <http://www.taikaisuisan.co.jp/2025/02/1854/> | | 発信内容 | 「大海水産DX計画2023」から「大海水産DX計画2025」へアップグレード  私たちは「生鮮食品のおいしさを世界から地域へ」届けるために存在しています。  当社は1950年に創業し、70周年を経て、現在は次の世代へ伝統を継承していくための舵取りを行っています。  そのような中で、2021年には「熊本県SDGs登録事業者（第一期）」に認定されました。  これは当社の業務が、持続可能性に基づき、地域の皆様に愛される企業として、その役割を果たすことができている、と評価されたものと喜ばしく思っています。  永く生鮮魚介類の安定供給に尽力してきたところですが、近年、食品ロスや食品の安全性が社会問題となり、水産資源の管理や安定供給の重要性が高まっています。  これからも生産者と消費者をつなぎ、県民の台所「くまもと田崎市場」を必要としていただくためには、業務の進め方や取り組み方、考え方を、従来とは違う、新しい視点から見つめなおすことこそ大切かと思います。  一方、近年デジタル技術が目覚ましく発展を遂げ、働き方や生活スタイルに大きく影響を与えており、古くからデジタルを活用してきた当社としても活用の在り方を見直す必要性を強く感じています。  そのような市場をとりまく課題と社会の急速なデジタル化を踏まえ、当社ではこの度、「大海水産DX計画」を策定しました。  当計画の策定には、古参から受け継ぐデジタル資産に、若手社員の新しい発想を盛り込み、大変ワクワクする内容となっております。  デジタル技術による変革が、あらたな価値の創造を生むか生まないか、今後不断の努力を続けていくとともに、過去に培ってきたSDGsの心構えと、未来にむけるDXをクロスオーバーさせ、新基軸となる市場構築に努めて参ります。  今後は、「DX計画2023」の戦略等の推進状況についても、当社HPにて随時発信していきます。  引き続きご愛顧賜りますよう、よろしくお願い致します。  2023年1月吉日  代表取締役社長　豊増 悟  なお今般、ＤＸ取組への一層の深化（進化）をはかるべく「DX計画2025」へアップグレードいたしました。  引き続き、適正かつ安定的な持続可能性のある市場づくりに邁進して参りますので変わらぬご愛顧を賜りますよう よろしくお願い致します。  2025年2月吉日  代表取締役社長　豊増 悟  （大海水産株式会社ホームページ　公式ブログ「鮮魚競り人のブログ」） |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年1月頃　～2025年2月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標自己診断フォーマット」を活用した自己診断を行い、自社のDX成熟度における課題を把握しました。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年　1月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 2023年1月23日に情報セキュリティ基本方針を公表しました。また、SECURITY ACTIONの２つ星を自己宣言しました。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。